証券コード　5413
平成 30 年 11 月 22 日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
日新製鋼株式会社
代表取締役社長　　柳　川　欽　也

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、平成 30 年 12 月７日（金曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権の行使］
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。
［インターネット等による議決権の行使］
　同封の議決権行使書用紙に表示されたログインＩＤ、仮パスワードをご利用になり、ご所有のパソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。なお、お手続きの際には、21 頁記載の「インターネット等による議決権行使の場合のお手続きについて」を必ずご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成 30 年 12 月 10 日（月曜日）午後３時
２．場　　所　　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
　丸の内ビル（丸ビル）７階「丸ビルホール」
　（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項

決 議 事 項

議　　案　　当社と新日鐵住金株式会社との株式交換契約承認の件

４．招集にあたっての決定事項

（１）ウェブ開示に関する事項

株主総会参考書類「議案　当社と新日鐵住金株式会社との株式交換契約承認の件」のうち「新日鐵住金の最終事業年度に係る計算書類等の内容」につきましては、法令および定款第 15 条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（http://www.nisshin-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

（２）賛否の表示のない議決権行使の取扱い

議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものといたします。

（３）議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

郵送とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（http://www.nisshin-steel.co.jp/）に掲載いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　当社と新日鐵住金株式会社との株式交換契約承認の件

当社と新日鐵住金株式会社（以下、「新日鐵住金」といいます。）は、平成30年５月16日開催のそれぞれの取締役会において、平成31年１月１日を効力発生日として、新日鐵住金を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行い、当社を新日鐵住金の完全子会社とすること（以下、「本完全子会社化」といいます。）を決定し、平成30年５月16日付で、本株式交換に係る株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を両社間で締結いたしました。

本議案は、本株式交換契約につき、ご承認をお願いするものであり、本株式交換を行う理由、本株式交換の内容その他の本議案に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において平成30年12月26日に上場廃止（最終売買日は平成30年12月25日）となる予定であります。

１．本株式交換を行う理由

新日鐵住金は、平成24年10月の新日本製鐵株式会社（昭和25年設立）と住友金属工業株式会社（昭和24年設立）との経営統合により発足いたしました。発足以降、「総合力世界No.1の鉄鋼メーカー」を目指し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程の投資、グループ会社統合再編等を推進することにより、統合効果を着実に発揮してまいりました。

一方、当社は、平成26年４月に、日新製鋼ホールディングス株式会社（平成24年設立）、旧日新製鋼株式会社（昭和34年設立）および日本金属工業株式会社（昭和７年設立）の合併により発足いたしました。表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼などに特化しており、その特徴ある製品群ときめ細かな開発営業により、月星印のブランド名とともに、マーケットで高い評価を得ております。また、日新製鋼ホールディングス株式会社の設立以降、コストダウンによる事業競争力強化、コア製品戦略による収益の多層化、お客様中心主義の深化による新たな市場創造に取り組み、一定の成果を挙げてまいりました。

平成29年３月、当社と新日鐵住金は、より良い製品・技術・サービスの国内外需要家への提供、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力の構築、資金・資産の効率的活用による強固な財務体質の構築など、企業価値最大化に資する諸施策の推進、相乗効果の創出を目的に、新日鐵住金

による当社の子会社化（以下、「本子会社化」といいます。）を実現いたしました。

本子会社化の実現以降、当社と新日鐵住金は、両社のシナジー発揮に向け、新日鐵住金の強みである世界トップレベルの技術先進性・商品対応力、鉄源を中心としたコスト競争力およびグローバル対応力に加え、当社の強みである需要家ニーズに則したきめ細かな開発営業等による顧客・市場対応力を活かしつつ、両社の経営資源を相互活用し、営業連携や最適生産体制の追求等により、着実に成果を挙げてまいりました。

製鉄事業を取り巻く環境については、世界鉄鋼需要は長期的に着実な拡大が見込まれる一方、国内人口減少、保護主義化の動き、新興国の自国産化等の鉄鋼需給構造の変化に加え、IT の急速な進歩、自動車メーカー各社の車体軽量化・高強度化ニーズの高まり、EV 等新エネルギー車や自動運転の普及等、社会・産業構造の変化が生じており、更には、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが企業に期待されてきていること等、長期的・構造的変化の転換点にあるものと認識しております。

このような中、当社と新日鐵住金は、今後の普通鋼、ステンレス事業を取り巻く事業環境への対応等を踏まえると、新日鐵住金グループにおける経営資源の相互活用を加速し、連携深化をさらに推進して、両社の強みを高めつつシナジーの最大化を早期に実現する必要があるとの判断に至り、今般、本完全子会社化を行うことといたしました。これにより、最適生産体制の追求、グループ会社の事業再編等、会社間を跨る施策について、両社の株主間でのコンフリクトの懸念を生じさせることなく、よりスピーディーに事業環境変化に合わせた機動的かつ柔軟な対応が可能となるものと考えております。当社においても、新日鐵住金の完全子会社になることで、新日鐵住金グループの経営資源を最大限活用できることから、当社の企業価値の向上に資すると判断しており、本完全子会社化後も、新日鐵住金グループにおけるさらなる連携深化を通じて、当社の強みである顧客・市場対応力をより一層発揮し、お客様中心主義に基づき構築してきたブランド力をさらに強化することができるものと確信しております。

２．本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、次に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載のとおりであります。

株式交換契約書（写）

新日鐵住金株式会社（以下「甲」という。）及び日新製鋼株式会社（以下「乙」という。）は、2018 年５月 16 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

⑴　甲（株式交換完全親会社）

商　号：新日鐵住金株式会社

住　所：東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

⑵　乙（株式交換完全子会社）

商　号：日新製鋼株式会社

住　所：東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

第３条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

１　甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に 0.71 を乗じて得た数の甲の株式を、基準時における乙の株主（甲を除く。）に対して交付する。

２　甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式１株につき甲の株式 0.71 株の割合をもって割り当てる。

３　前二項の規定に基づき、甲が乙の株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に１株に満たない端数が生じる場合は、甲は会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い処理する。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

⑴　資　本　金：金０円

⑵　資本準備金：法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

⑶　利益準備金：金０円

第５条（効力発生日）

効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）は、2019 年１月１日とする。ただし、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第６条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第７条（協議事項）
　甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項は、本契約の趣旨に従い、誠実に協議することにより、これを解決する。

本契約成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成し、それぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

2018 年５月 16 日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
新日鐵住金株式会社
代表取締役社長　進藤　孝生　　㊞

乙：東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
日新製鋼株式会社
代表取締役社長　柳川　欽也　　㊞

３．交換対価の相当性に関する事項
（１）本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項
①　本株式交換に係る割当ての内容

	新日鐵住金 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.71

（注１）株式の割当比率
当社の普通株式１株に対して、新日鐵住金の普通株式 0.71 株を割当て交付いたします。ただし、新日鐵住金が保有する当社の普通株式 56,020,563 株（平成 30 年９月 30 日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。
（注２）本株式交換により交付する新日鐵住金の株式数
新日鐵住金は、本株式交換により、新日鐵住金の普通株式 38,160,232 株を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式（平成 30 年９月 30 日現在 66,444,856 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。
なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により新日鐵住金が当社の発行済株式の全て（ただし、新日鐵住金が保有する当社の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）において当社が保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により割当て交付する予定の上記普通株式数（38,160,232 株）については、当社が保有する自己株式

（平成 30 年９月 30 日現在 76,554 株）に対し新日鐵住金の普通株式を割当て交付することを前提としておりません。また、同普通株式数（38,160,232 株）は、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、新日鐵住金の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式が 141 株未満である当社の株主の皆様は、新日鐵住金の単元未満株式のみを保有することとなる見込みです。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、新日鐵住金の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、新日鐵住金の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1) 単元未満株式の買取請求制度（100 株未満の株式の売却）

会社法第 192 条等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

2) 単元未満株式の売渡請求制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条および新日鐵住金の定款等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対しその保有する単元未満株式の数と併せて１単元（100 株）となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを新日鐵住金から買い増すことができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換の結果、新日鐵住金の普通株式１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、新日鐵住金が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた当社の株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア．割当ての内容の根拠および理由

当社および新日鐵住金は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、新日鐵住金は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

当社および新日鐵住金は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社および新日鐵住金の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社および新日鐵住金は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成 30 年５月 16 日に開催された当社および新日鐵住金の取締役会において、両社間で本株式交換契約を締結することをそれぞれ決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

イ．算定に関する事項

ａ．算定機関の名称および上場会社との関係

新日鐵住金の第三者算定機関である野村證券および当社の第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、いずれも当社および新日鐵住金から独立した算定機関であり、当社および新日鐵住金の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ｂ．算定の概要

（野村證券）

野村證券は、新日鐵住金については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、当社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による新日鐵住金株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.57～0.60
類似会社比較法	0.50～0.63
ＤＣＦ法	0.35～0.87

なお、市場株価平均法においては、平成 30 年５月 15 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 30 年５月 15 日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、新日鐵住金の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした当社の将来の財務見通しには、平成 32 年度の営業利益において、前年度に対して３割以上となる大幅な増益を見込んで

おります。これは主として、平成 29 年３月の本子会社化に伴う新日鐵住金グループとのシナジー最大化および同グループの技術やノウハウの活用による事業構造改革、コア製品群を見直しブランド化を進めることによるコア製品戦略の進化、バリューチェーンの強化に伴うＣＳ（顧客満足度）追求戦略の推進等によるものです。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

新日鐵住金は、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、野村證券から平成 30 年５月 15 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

（三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券）

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、新日鐵住金については、同社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、時価総額が当社の時価総額規模と比較して非常に大きく、取引市場での流動性も高いことから、本株式交換の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価分析により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価分析を採用して算定を行いました。

当社については、当社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下、「ＤＣＦ分析」といいます。）を採用いたしました。

新日鐵住金株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.57～0.60
類似企業比較分析	0.43～0.64
ＤＣＦ分析	0.57～0.79

市場株価分析では、両社について、平成 30 年５月 15 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における両社株式のそれぞれの算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間および６ヶ月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

類似企業比較分析では、当社について、当社と類似性があると想定される類似上場会社として、グローバル鉄鋼メーカー、国内特殊鋼メーカーのうち、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社、株式会社神戸製鋼所、日立金属株式会社、大同特殊鋼株式会社、山陽特殊製鋼株式会社、ArcelorMittal S.A.、Baoshan Iron & Steel Co., Ltd.、Posco Co., Ltd.、Nucor Corporation、thyssenkrupp AG、Novolipetsk Steel PJSC 、voestalpine AG、Tata Steel Ltd.、Hyundai Steel

Company、Gerdau S.A.、United States Steel Corporation、Steel Authority of India Ltd.を選定し、ＥＢＩＴＤＡマルチプルとして 5.75 倍～6.25 倍、およびＰＥＲマルチプルとして 9.75 倍～10.25 倍を用いて当社の株式価値を分析し、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.43～0.64 として算定しております。

ＤＣＦ分析では、当社について、当社が作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。ＤＣＦ分析における継続価値の算定については永久成長率法およびマルチプル（倍率）法を用いて算出しております。なお、割引率は、5.00％～5.50％を使用しております。また、永久成長率は、-0.25％～0.25％を使用し、マルチプル法ではＥＢＩＴＤＡマルチプルとして 5.75 倍～6.75 倍を使用しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.57～0.79 として算定しております。

なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が算定の前提とした当社の財務予測においては、営業利益に関して、平成 31 年度、平成 32 年度とも、前年度に対して３割以上の増加と大幅な増益を見込んでおります。これは主として、平成 29 年３月の本子会社化に伴う新日鐵住金グループとのシナジー最大化および同グループの技術やノウハウの活用による事業構造改革、コア製品群を見直しブランド化を進めることによるコア製品戦略の進化、バリューチェーンの強化に伴うＣＳ（顧客満足度）追求戦略の推進等によるものです。また、当社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析およびその基礎となる株式交換比率の分析は、当社の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券またはその関係会社による財務上の意見または推奨を構成するものではなく、本株式交換に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使またはその他の行動につき、当社または新日鐵住金の株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、分析にあたり、既に公開されている情報または当社もしくは新日鐵住金によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性および完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本株式交換により期待される戦略上、財務上および事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測および判断を反映するものとして、当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は当社または新日鐵住金の資産および負債について、独自の評価・査定は行っていません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、その株式交換比率算定書の算定基準日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況および、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析および同書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、同書および分析を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。

株式交換比率算定書の作成およびその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。株式交換比率算定書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社または新日鐵住金の実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本株式交換に関し、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の一部の受領は、本株式交換の完了を条件としています。

（２）本株式交換の対価として新日鐵住金の普通株式を選択した理由

当社および新日鐵住金は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である新日鐵住金の普通株式を選択いたしました。

当社は、この交換対価につき、東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）、証券会員制法人福岡証券取引所（以下、「福岡証券取引所」といいます。）および証券会員制法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されること、ならびに当社株式を保有する株主は、株式交換完全親会社となる新日鐵住金の普通株式を受け取ることにより、本株式交換による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、新日鐵住金の普通株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

（３）新日鐵住金以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①　公正性を担保するための措置

当社および新日鐵住金の両社は、新日鐵住金が既に当社の議決権の 51.27%を保有する支配株主であることから、本株式交換の公正性を担保するため、以下の措置を実施しております。

ア．独立した第三者算定機関からの算定書等の取得

新日鐵住金は、第三者算定機関として野村證券を選定し、平成 30 年５月 15 日付にて、野村證券から株式交換比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要については上記（１）②イ「算定に関する事項」をご参照下さい。また、新日鐵住金は、平成 30 年５月 15 日付にて、野村證券から、上記（１）②イ「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、当社は、第三者算定機関として三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を選定し、平成 30 年５月 16 日付にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から株式交換比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要については上記（１）②イ「算定に関する事項」をご参照下さい。なお、当社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

イ．独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、新日鐵住金は西村あさひ法律事務所を、当社は野村綜合法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所および野村綜合法律事務所は、当社および新日鐵住金から独立しており、当社および新

日鐵住金との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、新日鐵住金が既に当社の議決権の 51.27%を保有する支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

ア．当社における、利害関係を有する監査役を除く取締役および監査役全員の承認

平成 30 年５月 16 日開催の当社の取締役会では、全ての取締役が出席し、本株式交換契約に関する議案について、出席取締役全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会の審議には、新日鐵住金の従業員である上原学氏を除く全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式交換に関し、上記上原学氏は、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換に関する審議には参加せず、何らの意見表明も行っておりません。

イ．当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、平成 30 年３月２日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件で行われることを防止するため、支配株主である新日鐵住金との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である廣渡嘉秀氏（公認会計士、株式会社 AGS コンサルティング代表取締役）、当社の社外取締役・独立役員である遠藤功氏、および当社の社外監査役・独立役員である片山達氏の３名で構成される第三者委員会（以下、「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（ⅰ）本株式交換の目的に合理性があるか、（ⅱ）本株式交換の手続きにおいて公正性が維持されているか（株式交換比率に係る算定機関選定の経緯、決定プロセスにおける社外取締役または社外監査役の関与等）、（ⅲ）本株式交換における条件は公正・妥当であるか、（ⅳ）上記（ⅰ）乃至（ⅲ）を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成 30 年３月 20 日から平成 30 年５月 14 日までに、会合を合計５回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、(a) 当社および新日鐵住金から、それぞれ、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯等について説明を受け、(b) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受け、(c) 当社から、本株式交換に係る当社の意思決定の方法および過程に関する説明を受けております。

第三者委員会は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料および上記関係者から受けた説明の内容を踏まえ慎重に検討した結果、上記（ⅰ）に関しては、本株式交換により、最適生産体制の追求、グループ会社の事業再編等、会社間を跨る施策について、よりスピーディーに事業環境変化に合わせた機動的かつ柔軟な対応が可能となること、本株式交換後に予定される本ステンレス鋼板事業統合（下記６（２）①イに定義されているとおりであります。）

によるステンレス事業の収益構造の改善が見込まれること等から、本株式交換は当社の企業価値向上に資するものとして、本株式交換の目的は合理的であると認められること、上記（ⅱ）に関しては、本株式交換において、当社は、独立した第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得し、本株式交換に係る意思決定の方法・過程について外部専門家の助言を受けた上、利益相反回避の措置もとられていること等から、本株式交換の手続は公正であると認められること、上記（ⅲ）に関しては、独立した第三者算定機関による算定の方法および過程において不合理な点は見当たらず、当社は株式交換比率につき当該算定結果を参考として、新日鐵住金との間で複数回にわたり実質的な協議・交渉を行った上で株式交換比率を決定していること等から本株式交換における交換比率は公正・妥当であると認められること、および、上記（ⅳ）に関しては、前述の事項を総合的に勘案すれば、本株式交換が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を、平成 30 年５月 16 日付で、本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち、当社の取締役会に提出しております。

（４）新日鐵住金の資本金および準備金の額に関する事項

当社および新日鐵住金は、本株式交換に際して増加する新日鐵住金の資本金および準備金の額を次のとおり決定いたしました。

①　資本金　　：　金０円
②　資本準備金：　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
③　利益準備金：　金０円

これらの資本金および準備金の額は、本株式交換後の新日鐵住金の資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社と新日鐵住金との間で協議のうえ、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

４．交換対価について参考となるべき事項

（１）新日鐵住金の定款の定め

新日鐵住金の定款の定めは、添付資料１「新日鐵住金株式会社定款」に記載のとおりであります。なお、添付資料１に掲げる定款は、現時点での新日鐵住金の定款の内容であり、本株式交換後は、平成 30 年６月 26 日開催の新日鐵住金定時株主総会における承認決議に基づき、平成 31 年４月１日付で添付資料２「新日鐵住金株式会社の定款変更」のとおり変更されます。

（２）交換対価の換価の方法に関する事項

①　交換対価を取引する市場

新日鐵住金の普通株式は、東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部、福岡証券取引所および札幌証券取引所において取引されております。

②　交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

新日鐵住金の普通株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われており

ます。

③　交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

（３）交換対価の市場価格に関する事項

新日鐵住金の普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去６ヶ月間の株価推移は以下のとおりであります。

月別	平成30年 ５月	６月	７月	８月	９月	10月
最高株価 （円）	2,527	2,355	2,270	2,328	2,423.5	2,435
最低株価 （円）	2,266	2,134	2063.5	2,172	2,090.5	2,027.5

なお、日本取引所グループが以下の URL において開示する株価情報およびチャート表示等により、新日鐵住金の普通株式の市場価格およびその推移等がご覧いただけます。

https://www.jpx.co.jp/

（４）新日鐵住金の過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

新日鐵住金は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を提出しております。

５．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

６．計算書類等に関する事項

（１）新日鐵住金の最終事業年度に係る計算書類等の内容

新日鐵住金の最終事業年度（平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日まで）に係る計算書類等については、法令および当社の定款第 15 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nisshin-steel.co.jp/）に掲載しております。

（２）当社および新日鐵住金における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

①　当社

ア．当社は、新日鐵住金との間で、平成 30 年５月 16 日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記２「本株式交換契約の内容」に記載のとおりであります。

イ．当社は、新日鐵住金グループのステンレス事業の早期かつ最大限のシナジー発揮を実現するべく、平成 30 年５月 16 日開催の取締役会において、本株式交換が実行され本完全子会社化が行われた後の平成 31 年４月１日を目途に新日鐵住金の特殊ステンレス事業（鋼板、形鋼）のうちの鋼板事業の一部および当社のステンレス事業（鋼板、鋼管）のうちの

鋼板事業を新日鐵住金ステンレス株式会社（以下、「新日鐵住金ステンレス」といいます。）が承継すること（以下、「本ステンレス鋼板事業統合」といいます。）を決定し、平成 30 年５月 16 日付で、新日鐵住金および新日鐵住金ステンレスとの間で本ステンレス鋼板事業統合に係る基本合意書を締結いたしました。

ウ．当社は、新日鐵住金グループの溶接ステンレス鋼管事業の早期かつ最大限のシナジー発揮を実現するべく、本完全子会社化が行われた後の平成 31 年４月１日を目途に、（ⅰ）日鉄住金鋼管株式会社（以下、「日鉄住金鋼管」といいます。）、当社および日新製鋼ステンレス鋼管株式会社（以下、「日新製鋼ステンレス鋼管」といいます。）が行う自動車用ステンレス電縫鋼管事業について日鉄住金鋼管に集約すること、ならびに（ⅱ）日鉄住金ステンレス鋼管株式会社（以下、「日鉄住金ステンレス鋼管」といいます。）が行う TIG 溶接鋼管および日新製鋼ステンレス鋼管が行う TIG 溶接鋼管･レーザー溶接鋼管の製造･販売に関する事業を統合するため、両社を合併すること（以下、上記（ⅰ）および（ⅱ）を合わせて「本溶接ステンレス鋼管事業統合･再編」といいます。）を決定し、平成 30 年８月２日付で、新日鐵住金、日鉄住金鋼管、日新製鋼ステンレス鋼管および日鉄住金ステンレス鋼管との間で本溶接ステンレス鋼管事業統合･再編に係る基本合意書を締結いたしました。

エ．当社は、平成 30 年７月に発生した「平成 30 年７月豪雨」により当社呉製鉄所（広島県呉市）への工業用水の供給が停止したため、一時的な操業レベルの低下および自家発電設備の不具合に伴うコストアップや原状回復費用が発生する見込みであります。（第７期（平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで）の当社の損益に与える影響額は 190 億円となる見込み。）

② 新日鐵住金

ア．新日鐵住金は、当社との間で、平成 30 年５月 16 日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記２「本株式交換契約の内容」に記載のとおりであります。

イ．新日鐵住金は、新日鐵住金グループのステンレス事業の早期かつ最大限のシナジー発揮を実現するべく、平成 30 年５月 16 日開催の取締役会において、本ステンレス鋼板事業統合を決定し、同日付で当社および新日鐵住金ステンレスとの間で本ステンレス鋼板事業統合に係る基本合意書を締結いたしました。

ウ．新日鐵住金は、欧州向けを中心に特殊鋼を製造・販売し、同地域最大規模の生産能力を有するスウェーデンの Ovako AB 社を平成 30 年６月１日に完全子会社といたしました（取得価額 517 億円）。

エ．新日鐵住金は、（ⅰ）山陽特殊製鋼株式会社（以下、「山陽特殊製鋼」といいます。）による新日鐵住金を引受人とする第三者割当増資の全額を引き受け、山陽特殊製鋼を新日鐵住金の連結子会社とすること（取得価額 672 億円、議決権所有割合 51.5%となる予定。）、および（ⅱ）保有する Ovako AB 社株式の全部を山陽特殊製鋼に譲渡し、Ovako AB 社を山

陽特殊製鋼の完全子会社とすること（以下、上記（ⅰ）および（ⅱ）を合わせて「新日鐵住金による本子会社化等」といいます。）を決定し、平成 30 年８月２日付で山陽特殊製鋼との間で新日鐵住金による本子会社化等に関する契約を締結いたしました。新日鐵住金による本子会社化等は、平成 31 年３月 28 日に実施される予定であります。

添付資料１

新日鐵住金株式会社定款

第１章　総　則

第１条　本会社は、新日鐵住金株式会社と称する。英文では、NIPPON STEEL & SUMITOMO METAL CORPORATION と表示する。

第２条　本会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

（１）鉄鋼の製造・販売
（２）産業機械・装置、鋼構造物、水道設備等の製造・販売
（３）建設工事の請負及び建築物の設計・工事監理
（４）化学製品、電子部品等の製造・販売
（５）非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売
（６）コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング
（７）貨物の運送及び倉庫事業
（８）電気・ガス・熱等の供給事業
（９）廃棄物処理・再生処理事業
(10) 不動産の売買・貸借・仲介
(11) 文化・福祉・スポーツ・研修施設等の運営
(12) 前各号に附帯する事業

第３条　本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第４条　本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　式

第５条　本会社が発行することができる株式の総数は、2,000,000,000 株とする。

第６条　本会社の発行する株式については、100 株をもって、株主が株主総会において１個の議決権を行使することができる１単元の株式とする。

２．本会社の株主は、１単元の株式の数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に定める権利
（２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（３）次項に定める請求をする権利

３．単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

第７条　本会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関す

る事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

第８条　本会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第９条　定時株主総会は、毎年６月に、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第 10 条　前条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記録の議決権を有する株主とする。

第 11 条　株主総会は、会長又は社長が招集し、その議長となる。但し、会長及び社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。

第 12 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 13 条　株主は、本会社の議決権を行使することができる他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主は、その有する議決権を統一しないで行使するときは、株主総会の日の３日前までに、書面により、その旨及び理由を本会社に通知しなければならない。

第 14 条　本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報については、法令に定めるところに従い、インターネットを利用した電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主に対して提供することができる。

第４章　取締役及び取締役会

第 15 条　本会社は、20 名以内の取締役及び取締役会を置く。

第 16 条　取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 17 条　取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

第 18 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 19 条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長及び社長各１名を選ぶことができる。

２．取締役会は、その決議によって、取締役の中から副会長、副社長及び常務を選ぶことができる。

第 20 条　取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに通知を発する。 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 21 条　取締役会は、会長又は社長が招集し、その議長となる。但し、会長及び社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。

第 22 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提

案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

第 23 条　本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。

２．本会社は、法令の定めるところに従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の責任につき、2,000 万円以上であらかじめ本会社が定めた額と会社法第 425 条第１項各号に定める額の合計額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 24 条　本会社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。

第 25 条　取締役会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　監査役及び監査役会

第 26 条　本会社は、７名以内の監査役及び監査役会を置く。

第 27 条　監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 28 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 29 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を選ぶことができる。

第 31 条　監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の３日前までに通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 32 条　本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。

２．本会社は、法令の定めるところに従い、監査役との間で、当該監査役の責任につき、2,000 万円以上であらかじめ本会社が定めた額と会社法第 425 条第１項各号に定める額の合計額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 33 条　監査役会に関する事項は、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第６章　会計監査人

第 34 条　本会社は、会計監査人を置く。

第７章　計算等

第 35 条　本会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

第 36 条　本会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第 459 条第１項各号に定める事項を、取締役会の決議によって定めることができる。

第 37 条　本会社は、３月 31 日のほか、９月 30 日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

第 38 条　本会社は、剰余金の配当について、その支払の提供をしてから満３年を経過したときは、支払の義務を免れるものとする。

添付資料２

新日鐵住金株式会社の定款変更

新日鐵住金株式会社の現行定款および平成 31 年４月１日付変更後の定款は、次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変更後の定款
第１条　本会社は、新日鐵住金株式会社と称する。英文では、NIPPON STEEL ＆ SUMITOMO METAL CORPORATION と表する。	第１条　本会社は、日本製鉄株式会社と称する。英文では、NIPPON STEEL CORPORATION と表示する。

インターネット等による議決権行使の場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

Ⅰ．インターネットによる議決権行使についてのご案内

１．議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止いたします。）

※「iモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成30年12月7日（金曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

２．インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「**ログインID**」および「**仮パスワード**」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

②株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120－173－027（受付時間９:00～21:00、通話料無料）

Ⅱ．議決権行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記Ｉのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関変更に関するお知らせ

このたび当社は、株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関を三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社から三井住友信託銀行株式会社に変更することとなりました。

つきましては、平成 30 年 12 月 12 日より、下記の株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関が当社株式に関する事務の取扱いをいたしますので、何卒ご高承賜りますようお願い申し上げます。

記

株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便送付先	〒168-0063
各種お問合せ先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

以　上

株式交換に関するＱ＆Ａ（想定されるご質問とご回答）

Ｑ１　株式交換とはどのようなものか？

Ａ１　株式交換とは、上場会社間での経営統合などで広く利用されている手法で、一方の会社の株主に対して他方の会社の株式を交付することで他方の会社が完全親会社となる行為です。本完全子会社化にあたっては、当社の普通株式を保有されている株主の皆様に対して、新日鐵住金の普通株式が交付されます。

Ｑ２　株式交換に関わる主なスケジュールを教えてほしい。

Ａ２　株式交換の主なスケジュールは次の通りです。

○株式交換契約承認のための臨時株主総会	平成 30 年 12 月 10 日
○当社株式の最終売買日	平成 30 年 12 月 25 日
○当社の上場廃止日	平成 30 年 12 月 26 日
○株式交換効力発生日	平成 31 年１月１日
○株式交換に伴う割当株式数の通知発送	平成 31 年２月上旬（予定）
○端数処分代金領収証の発送	平成 31 年２月下旬（予定）

Ｑ３　株式交換によって新日鐵住金の株式はどのように交付されるのか？

Ａ３　株主の皆様が保有されている当社の株式数に応じて、所定の割当比率により、新日鐵住金の株式が交付されます。詳しくは、株主総会参考書類「３-（１）-①本株式交換に係る割当ての内容」（６ページに記載）をご覧ください。

Ｑ４　保有する日新製鋼の株式が新日鐵住金の株式に交換されるときに、何か手続きが必要か？

Ａ４　平成 30 年 12 月 31 日における最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様の証券口座に、新日鐵住金の株式が自動的に交付されますので、株主の皆様においてお手続きは不要です。

Ｑ５　株式交換によって交付される新日鐵住金の株式の数はどうなるのか？

Ａ５　本株式交換の効力発生日の前日（平成 30 年 12 月 31 日）における最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式１株に対して新日鐵住金の普通株式 0.71 株が交付されます。株主の皆様には、平成 31 年２月上旬（予定）に「株式交換に伴う割当株式数の御通知」が送付されますので、当該書面にて株式数をご確認ください。

Ｑ６　株式交換によって単元未満株式が生じた場合はどうなるのか？

Ａ６　単元未満（100 株未満）の新日鐵住金株式が交付される場合、単元未満株式は市場では売買できませんが、新日鐵住金に対して単元未満株式を買い取ること（単元未満株式の買取請求制度）や、また、保有する単元未満株式と併せて１単元（100 株）となるよう、新日鐵住金から買い増すこと（単元未満株式の売渡請求制度）も可能です。お手続きをご希望される場合には、お取引をされている証券会社までお問い合わせください。なお、証券会社に口座を開設されていない株主様は、株主名簿管理人までお問い合わせください。

例）単元未満株式が発生する場合

100 株（保有されている当社株式）×0.71＝71 株（交付される新日鐵住金株式）

※141 株未満の当社株式を保有されている場合、新日鐵住金の単元未満株式のみが交付されます。

Ｑ７　株式交換によって１株に満たない端数株式が生じた場合はどうなるのか？

Ａ７　１株に満たない端数株式につきましては、新日鐵住金の一括処分により得られた金銭が、同社より各株主の端数株式の割合に応じて支払われる予定です。株主の皆様には、平成 31 年２月下旬（予定）に「端数処分代金領収証」が送付されますので、郵便局にご提出の上、現金にてお受け取りいただくことになります。

例）端数株式が発生する場合

333 株（保有されている当社株式）×0.71＝236.43 株（交付される新日鐵住金株式）

この場合、0.43 株につきましては、新日鐵住金が他に生じた端数株式と併せて一括処分し、その代金の 0.43 株分を金銭で支払います。

Ｑ８　日新製鋼の株式は、いつまで売買できるのか？

Ａ８　本株式交換により当社株式は上場廃止となりますので、上場廃止日（平成 30 年 12 月 26 日）の前日である平成 30 年 12 月 25 日まで売買できます。

なお、交付される新日鐵住金の株式は平成 31 年１月４日より売買が可能です。

以上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビル（丸ビル）7階「丸ビルホール」

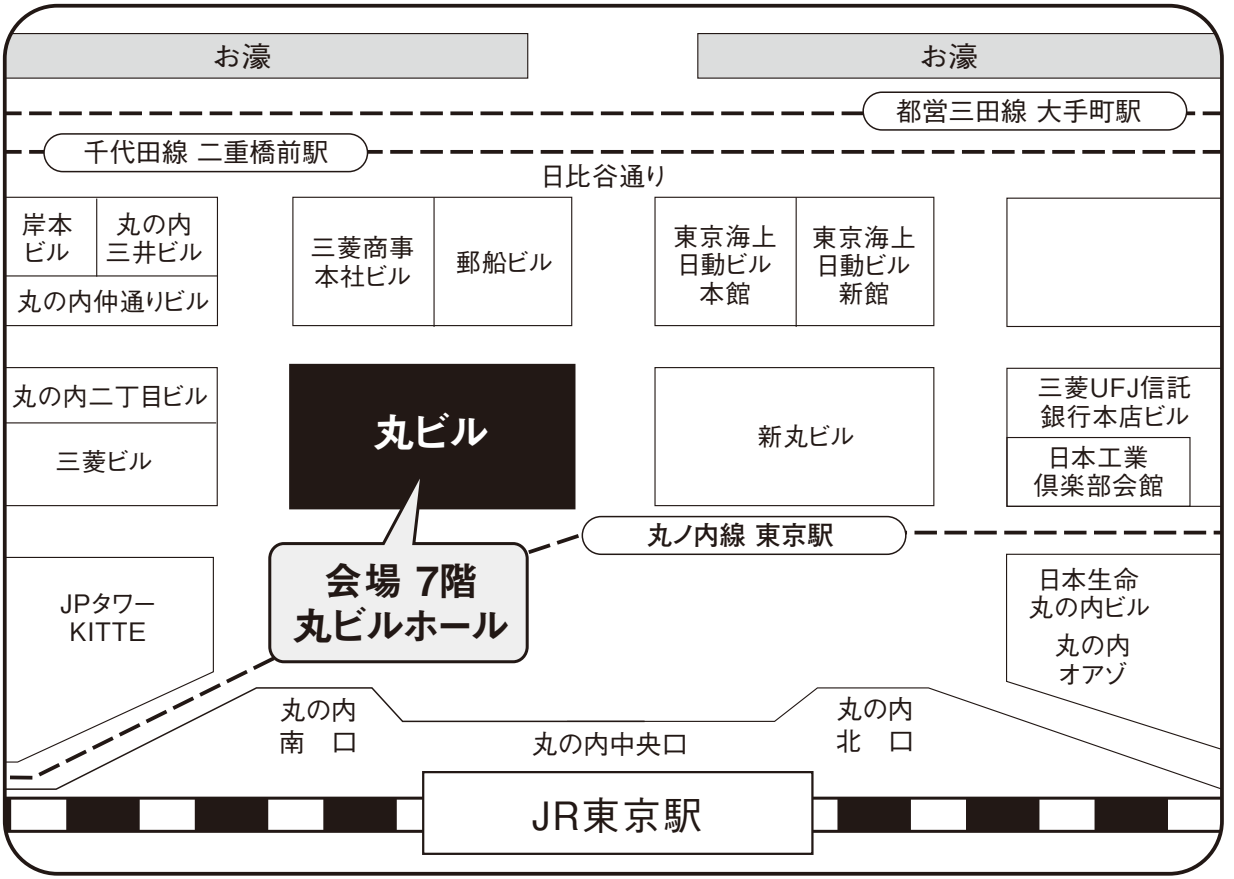

最 寄 駅　JR東京駅（丸の内南口）

地下鉄
- 丸 ノ 内 線　東京駅
- 千 代 田 線　二重橋前駅
- 都営三田線　大手町駅

VEGETABLE OIL INK

本紙は再生紙を使用しています。